

やまぐち糖尿病療養指導士の更新について

山口県糖尿病対策推進委員会

1. やまぐち糖尿病療養指導士の資格は 5 年毎に更新する。
(有効期間は資格取得年 3 月 1 日より 5 年間とする)
2. 資格を更新するためには、5 年間に以下の要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 山口県糖尿病対策推進委員会が主催するレベルアップ講習会を 1 回以上受講していること。
 - (2) 山口県糖尿病対策推進委員会が認定する講習会（研修会） ^{※1}を受講し、合計 10 単位以上の単位を取得していること。(レベルアップ講習会 5 単位、他の講習会（研修会） 1 単位)
なお、本委員会が認定する講習会（研修会）で研究発表した場合 ^{※2}、及び糖尿病啓発等のイベントでボランティア活動をした場合 ^{※3}、1 単位取得することができる。
 - (3) 指導記録を 5 症例提出すること。(様式は山口県医師会のホームページ上に掲載。)
なお、5 症例の提出が難しい場合には、その理由を記入して文書（様式 4）で提出すること。その理由が認められた場合、委員会から症例を提示するので、その症例の指導記録案を作成して提出すること。
 - (4) 別途定める講習会受講料および更新審査料を納付すること。
3. レベルアップ講習会は年 1 回開催するものとする。
4. 更新のための講習会受講者には受講証明書を配布する。
5. 更新の際には受講証明書および指導記録を本委員会に提出すること。
6. 講習会の周知は山口県医師会ホームページ上で行う。

※1 山口県糖尿病対策推進委員会が認定する講習会（研修会）

講習会等の主催者から山口県糖尿病対策推進委員会に申請があり、本委員会が認定した講習会。

ただし、次の(1)～(3)に挙げる研修会については、参加票、参加料領収書等、参加を証明する書類（コピー不可）をもって、更新単位（1 単位）を認める。なお、名称等からこれらの学会などが主催・共催等することが明らかでない場合には、(1)～(3)の条件を満たす事を証明する資料を添付する。

- (1) 日本糖尿病学会、日本糖尿病協会、糖尿病合併症学会、糖尿病眼学会、日本糖尿病・妊娠学会、日本糖尿病教育・看護学会、日本病態栄養学会及びその地方会が主催・共催または後援する
学術集会・研修会
- (2) 日本糖尿病療養指導士認定機構が主催・共催または後援する研修会
- (3) 日本糖尿病療養指導士認定更新のための単位取得が認められる研修会

※2 研究発表した場合 1 単位取得

(上記研修会で) 研究発表した場合には、研究発表した内容（講演資料・抄録など）を提出することで、受講単位に加えて、更新 1 単位を認める。

※3 糖尿病啓発等のイベントでボランティア活動をした場合 1 単位取得

糖尿病専門医が関与し、複数の団体（施設）によって開催された糖尿病啓発等に関わるイベントに限る。単位登録票の代わりに、イベントの概要が分かる書類と、ボランティアに参加したことが確認できる書類の提出をもって更新 1 単位を認める。